

第2分冊

議案第14号～第18号資料

議案第14号	財産及び公の施設の取扱いについて	P 1
議案第15号	地域審議会の取扱いについて	P 26
議案第16号	町名、字名の取扱いについて	P 30
議案第17号	慣行の取扱いについて	P 33
議案第18号	ほう章制度の取扱いについて	P 38

協定項目	5	協定項目名	財産及び公の施設の取扱い
協定項目の説明	<p>(1) 十王町が持っている財産(土地、建物、債権及び債務等)を日立市に引継ぐことについて協議する。</p> <p>(2) 公の施設についても、引き続き日立市の公の施設として設置していくことを協議する。</p>		
調整方針	<p>十王町の財産及び公の施設については、すべて日立市に引き継ぐものとする。</p>		
調整方針実現に係る具体的内容	<p>(1) 地方自治法第7条第4項及び第5項の規定により、両市町の議会の議決を経た内容で両市町が財産処分に関する協議を行う。</p> <p>(2) 財産の引継ぎ日は、合併の期日とし、引継ぐ内容は、合併の前日に十王町が保有する財産とする。</p>		
参考資料	<p>1 公有財産</p> <p>2 物品</p> <p>3 債権</p> <p>4 基金</p> <p>5 債務負担行為の状況</p> <p>6 地方債の状況</p> <p>7 公営企業関係貸借対照表</p> <p> 以上、平成14年度決算「財産に関する調書」抜すい (平成15年3月31日現在)</p> <p>8 日立市、十王町の主な施設一覧表(日立市、十王町の統計書より)</p> <p>9 地方自治法抜すい</p>		
担当専門部会及び分科会名	(部会) 総務 (分科会) 管財		
	(部会) 財政 (分科会) 財政		
	その他、公の施設を所管する部会及び分科会		

1 公有財産

(1) 土地及び建物 (平成15年3月31日現在)

区 分		土 地 (地 積)		建 物					
				木 造 (延面積)		非 木 造 (延面積)		延 面 積 計	
		日立市 (m ²)	十王町 (m ²)	日立市 (m ²)	十王町 (m ²)	日立市 (m ²)	十王町 (m ²)	日立市 (m ²)	十王町 (m ²)
行政財産	本庁舎	21,977.36	10,208.00	62.46	0.00	10,663.98	3,205.00	10,726.44	3,205.00
	その他の公用財産								
	支所	7,107.44	0.00	57.95	0.00	1,142.78	0.00	1,200.73	0.00
	消防施設	9,239.53	2,778.00	611.30	70.00	6,012.09	303.00	6,623.39	373.00
	その他の施設	158,687.28	0.00	556.86	20.00	9,809.60	1,093.00	10,366.46	1,113.00
	学校	698,241.60	76,581.00	6,673.70	786.00	256,565.00	15,884.00	263,238.70	16,670.00
	公営住宅	224,476.81	0.00	4,659.82	0.00	251,936.96	2,756.00	256,596.78	2,756.00
	公園	1,516,878.16	106,998.00	564.30	36.00	2,821.31	64.00	3,385.61	100.00
	その他の施設	2,116,525.49	189,223.00	9,377.49	850.00	166,603.10	17,365.00	175,980.59	18,215.00
	小計	4,753,133.67	372,802.00	22,563.88	1,672.00	705,554.82	37,465.00	728,118.70	39,137.00
普通財産	貸与している財産 (十王町は宅地面積)	149,469.18	11,511.00	1,011.79	0.00	712.87	0.00	1,724.66	0.00
	山林	985,465.00	770,958.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他	464,601.71	179,817.00	2,733.63	0.00	1,872.63	0.00	4,606.26	0.00
	小計	1,599,535.89	962,286.00	3,745.42	0.00	2,585.50	0.00	6,330.92	0.00
合 計		6,352,669.56	1,335,088.00	26,309.30	1,672.00	708,140.32	37,465.00	734,449.62	39,137.00

(2) 山林（普通財産）（平成15年3月31日現在）

土地の権利 の区分	面 積		立 木 の 推 定 蓄 積	
	日立市 (m ²)	十王町 (m ²)	日立市 (m ³)	十王町 (m ³)
所 有	985,465.00	770,958.00	22,384.22	17,792.00
分 収	2,073,800.00	68,101.00	48,395.14	1,589.00
合 計	3,059,265.00	839,059.00	70,779.36	19,381.00

(3) 動産（行政財産）（平成15年3月31日現在）

区 分	日立市	十王町
船 舶	1 隻 31トン	0 隻 0トン

(4) 物権（行政財産）（平成15年3月31日現在）

区 分	日立市	十王町
地 上 権	453,795.29 m ²	0.00 m ²
温 泉 権	1 件	0 件

(5) 物権（普通財産）（平成15年3月31日現在）

区 分	日立市	十王町
地 上 権	1,702.62 m ²	0.00 m ²

(6) 有価証券（平成15年3月31日現在）

区 分	日立市	十王町
	千円	千円
日立埠頭(株)株券	46,700	0
日立電鉄(株)株券	12,680	60
(株)茨城計算センター株券	2,000	0
(株)茨城放送株券	1,920	0
(株)みずほフィナンシャルグループ株券	352	0
日立港木材倉庫(株)株券	4,500	0
日立ポートサービス(株)株券	8,000	0
(株)茨城中央食肉公社株券	18,200	2,790
日立市場データプロセス(株)株券	3,000	0
日立青果(株)株券	5,000	0
(株)マリンピア日立株券	6,000	0
(株)いばらき森林サービス株券	5,700	0
(株)ひたちなかテクノセンター株券	10,000	0
合 計	124,052	2,850

(7) 出資による権利（平成15年3月31日現在）

区分	日 立 市	十 王 町
	千円	千円
茨城県信用保証協会出捐金	150,925	4,406
茨城県信用保証協会寄託金	2,148	600
(財)茨城県労働者信用基金協会出捐金	11,320	530
(財)金属鉱業緊急融資基金出捐金	2,040	0
茨城県漁業信用基金協会出資金	9,500	0
茨城県農業信用基金協会出資金	7,070	2,400
(社福)日立市社会福祉事業団出資金	3,000	0
(財)日立市公園協会出捐金	50,000	0
日立市土地開発公社出捐金	5,000	0
十王町土地開発公社出資金	0	5,000
(財)日立市土地区画整理協会出捐金	1,000	0
茨城県住宅供給公社出資金	2,900	0
(社福)茨城県文化福祉事業団出資金	1,085	94
(財)日立市民文化事業団出捐金	20,000	0
(財)茨城県勤労者育英基金出捐金	44,663	2,165
(財)太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会出捐金	400	0
茨城県建設技術公社出捐金	100	50
(財)茨城県中小企業振興公社出捐金	27,220	1,370
(財)茨城県防犯協会基金出捐金	1,514	0
(財)日立市科学文化情報財団出捐金	100,000	0
(財)茨城県消防協会出捐金	1,638	98
日立市体育協会法人化に伴う出捐金	65,000	0
(財)いばらき腎バンク出捐金	6,580	520
(財)茨城県国際交流協会出捐金	5,920	570
(財)砂防フロンティア整備推進機構設立出捐金	141	0
(財)茨城わくわく財団出捐金	2,970	300
(財)茨城県暴力追放推進センター出捐金	5,859	591
(財)茨城県栽培漁業協会出捐金	800	0
(財)茨城県農林振興公社農業担い手育成基金出捐金	11,953	2,036
(財)日立地区産業支援センター出捐金	100,000	0
(社)茨城県畜産協会事業預り運営基金	200	480
(財)グリーンふるさと振興機構出捐金	0	5,000
計	640,946	26,210

2 物品(購入価格 50万円以上のもの)

(平成15年3月31日現在)

	物品の分類	内 訳	日立市		十王町	
			種別	数量	種別	数量
1	机・イス・台類	(1) 机・テーブル (2) 台 (3) イス	5	9	1	1
2	棚・箱・つい立・板類	(1) キャビネット・ロッカー (2) 箱 (3) つい立・板	3	14	1	1
3	事務、製図用器具類	(1) 事務機器 (2) 印刷機・複写機・印章 (3) 製図用品 (4) O A 機器	23	111	8	15
4	室内装飾・美術品類	(1) 一般室内用品 (2) 窓用品・カーテン (3) 美術品・装飾品	19	158	3	5
5	庁用器具類	(1) 時計 (2) 照明器具 (3) 家電品 (4) 清掃用品 (5) 雑貨(品)	10	15	-	
6	光学・メディア機器類	(1) 通信・音響機器 (2) OHP・映写機(用品) (3) VTR機器 (4) カメラ(用品) (5) 光学機器	27	168	3	3
7	消防・防災用具類	(1) 救助用具 (2) 消防機具 (3) 防災・非常用時用品	17	35	1	12
8	工具・産業機器類	(1) 工作機器 (2) 利器工具・建設機械 (3) 発電・整流・蓄電器 (4) 園芸・林業機器	13	19	-	-

	物品の分類	内 訳	日立市		十王町	
			種別	数量	種別	数量
9	計測試験機器類	(1) 度量衡計器 (2) 測量器 (3) 測定工具 (4) 体力測定器 (5) 計測器（電気） (6) 工事検査用試験機器	2 4	2 6	5	5
10	空調・冷暖房・ 厨房機器類	(1) 空調・冷暖房 (2) 厨房機器 (3) 厨房設備・給食機器 (4) 調度品 (5) 冷蔵庫・保存機器	2 0	1 0 7	9	1 3
11	車両・船舶類	(1) 特殊車両 (2) 消防車両・船舶 (3) 車両 (4) 付帯品	3 3	3 4 9	7	4 6
12	保育・養護用品類	(1) 保育施設用品 (2) 保育・養護教材 (3) 遊具 (4) 文芸遊具 (5) 屋外遊具	2	2	2	2
13	寝具・繊維製品類	(1) 寝具・ベッド (2) 敷物 (3) 繊維製品	1	1	-	-
14	医療衛生・動物 飼育用品類	(1) 医療器械（具） (2) 医療機器 (3) 診療(薬剤)室・衛生用品 (4) リハビリテーション機具 (5) 車椅子・補装（助）具 (6) 動物飼育（捕獲）用品	2 5	8 6	2	3
15	葬祭・式典用品	(1) 葬祭場用品	4	9	-	-

	類	(2) 式典用品				
			日立市		十王町	
			種別	数量	種別	数量
16	気象・環境測定 機器類	(1) 気象観測機器 (2) 環境測定機器 (3) 分析機器	4 9	7 6	-	-
17	舞台・スタジオ 機器類	(1) 舞台道具 (2) A V ・ L L 機器 (3) 効果照明機器	1 6	2 3	2	2
18	楽器類	(1) 楽器 (2) 音楽用品	3	1 4	1	5
19	社会教育用品 類	(1) 美術・工芸製作用品 (2) 教材・教具 (3) ゲーム用品 (4) 茶道具	9	1 5	-	-
20	運動用具類	(1) トレーニング・体操用具 (2) 格闘技用具 (3) 屋内競技用具 (4) 陸上競技用具 (5) 屋外競技用具 (6) 各競技共通用具	2 2	3 0	1	3
21	動物類	(1) 動物関係	1 4	4 2	-	-
22	学校備品類	(1) 学校関係備品	4 7	2 2 6	-	-
合 計			386	1,535	46	116

(参 考)

日立市物品会計規則

第 8 条 政令(地方自治法施行令)第 1 6 6 条第 2 項に規定する財産に関する調書のうち、
物品の項に掲げる重要物品とは、取得価格又は評価価額が 5 0 万円以上のものとする。

3 債権（貸付金、日立市のみ）（平成15年3月31日現在）

貸付金名称	現在高（千円）
高齢者住宅整備資金貸付金	31,322
(財)日立市公園協会貸付金	2,521,632
日立市障害者住宅整備資金貸付金	16,700
合 計	2,569,654

4 基金（平成15年3月31日現在）

(1) 日立市

基金名称	現在高（千円）
日立市市営住宅等敷金基金	188,936
日立市財政調整基金	1,735,994
田淵ナツ福祉基金	112,287
日立市奨学金貸付基金（現金）	91,293
同（貸付金）	384,399
用品調達基金（現金）	3,777
同（物品）	221
日立市高額療養費貸付基金（現金）	9,590
同（貸付金）	10,410
日立市郷土博物館特別展示事業基金	4,164
日立市公設地方卸売市場保証金基金	18,500
日立市福祉事業基金	532,392
日立駅前開発整備基金	2,959,125
工業団地関連公共施設整備事業基金	241,002
文化振興基金	301,801
市債償還基金（預金）	2,323,483
同（繰替運用金）	2,600,000
緑化基金	79,641
国際交流基金	10,300
スポーツ振興基金	10,904
国民健康保険事業財政調整基金	319,750
日立鞍掛山霊園管理基金	21,268
吉田正記念事業基金	256,907
介護保険円滑導入基金	0
介護保険給付費準備基金	805,459
高額介護サービス費等貸付基金	8,000
住宅団地分譲関連保証金及び敷金基金	92,328
合 計	13,121,931

(2) 十王町

基金名称	現在高（千円）
財政調整基金	253,207
減債基金	365,528
ふるさと創生基金	298,935
公共施設整備基金	277,465
川尻駅西地区等開発整備基金	590,938
コモンシティ十王・城の丘みどりの基金	139,096
地域振興基金	27,613
地域福祉基金	197,710
温泉保養施設管理運営基金	42,058
ふるさと水と土保全対策基金	57,443
人材育成基金	100,000
土地開発基金	320,591
高額医療費貸付基金（現金）	2,746
同（貸付金）	254
肉用牛特別導入事業基金（現金）	1,486
同（貸付金）	1,523
国民健康保険支払準備基金	44673
介護給付費準備基金	0
合 計	2,721,266

5 債務負担行為の設定状況（平成15年3月31日現在）

（1）日上市

（単位 千円）

事 項	限度額	期 間	
茨城キリスト教大学看護学部設置費補助	86,700	平成17年度まで	
「ひたち健康ダイヤル24」業務委託	11,500	平成16年度まで	
日立シビックセンター中央監視装置賃借料	68,800	平成25年度まで	
（財）日上市公園協会が金融機関から借入れる日立新都市広場整備事業資金に対する損失補償	昭和62年度借入	579,000	平成19年度まで
	昭和63年度借入	966,000	平成20年度まで
	平成元年度借入	860,000	平成21年度まで
日上市土地開発公社が平成12年度に金融機関から借入れる道路新設改良用地取得事業資金に対する債務保証	平成12年度借入	767,700	平成15年度まで
	平成13年度借入	822,300	平成16年度まで
	平成14年度借入	260,700	平成17年度まで
	平成15年度借入	93,900	平成18年度まで
道路新設改良用地取得事業		786,900	平成15年度まで
		209,900	平成16年度まで
		474,200	平成17年度まで
		328,100	平成18年度まで
街路改良等用地取得事業	154,600	平成15年度まで	
日上市土地開発公社が平成14年度に金融機関から借入れる日立駅前広場用地取得事業資金に対する債務保証	57,800	平成15年度まで	
日立駅前広場整備事業費	58,600	平成15年度まで	
助川山用地取得事業	1,777,900	平成17年度まで	
漁業協同組合信用事業統合促進資金利子補給事業	18,700	平成26年度まで	
O A 機器賃借料	平成9年度から	188,000	平成15年度まで
	平成10年度から	418,700	平成15年度まで
	平成11年度から	112,700	平成16年度まで
	平成12年度から	170,200	平成17年度まで
	平成13年度から	229,100	平成18年度まで
	平成14年度から	297,000	平成19年度まで
	平成15年度から	226,200	平成20年度まで
レジスター賃借料	平成11年度から	600	平成15年度まで
	平成13年度から	800	平成17年度まで
戸籍専用タイプライター賃借料	平成11年度から	500	平成15年度まで
	平成12年度から	500	平成16年度まで
	平成13年度から	600	平成16年度まで

(単位 千円)

事 項	限度額	期 間	
市営駐車場駐車管理機械装置賃借料	平成9年度から	33,200	平成15年度まで
	平成14年度から	11,300	平成19年度まで
	平成13年度から	12,600	平成20年度まで
常陸多賀駅前駐車場機械装置賃借料	6,400	平成17年度まで	
判例体系CD-ROM賃借料	1,600	平成18年度まで	
平成15年度特別徴収関係書類綴作成	500	平成15年度まで	
平成16年度市民税・県民税特別徴収のしおり作成	500	平成16年度まで	
本庁舎等清掃業務委託	平成15年度分	41,500	平成15年度まで
	平成16年度分	41,300	平成16年度まで
本庁舎夜間管理業務委託	平成15年度分	13,400	平成15年度まで
	平成16年度分	13,400	平成16年度まで
小中学校浄化槽維持管理委託	平成15年度分	1,400	平成15年度まで
	平成16年度分	1,300	平成16年度まで
都市公園等ごみ収集委託	平成15年度分	2,000	平成15年度まで
	平成16年度分	2,000	平成16年度まで
都市公園等整備清掃作業委託	平成15年度分	24,000	平成15年度まで
	平成16年度分	24,000	平成16年度まで
公園等便所清掃委託	平成15年度分	4,900	平成15年度まで
	平成16年度分	4,800	平成16年度まで
道路等清掃・環境整備委託	平成15年度分	28,400	平成15年度まで
	平成16年度分	28,400	平成16年度まで
直営作業時交通整理委託	平成15年度分	1,400	平成15年度まで
	平成16年度分	1,400	平成16年度まで
ロードパーク敷地清掃委託	平成15年度分	300	平成15年度まで
	平成16年度分	300	平成16年度まで
地域清掃土砂等回収委託	平成15年度分	1,800	平成15年度まで
	平成16年度分	1,800	平成16年度まで
駅前公共施設清掃作業委託	平成15年度分	49,500	平成15年度まで
	平成16年度分	40,300	平成16年度まで
博物館空調管理業務委託	平成15年度分	4,000	平成15年度まで
	平成16年度分	4,000	平成16年度まで
成沢小学校仮設校舎及び仮設渡り廊下賃借料	17,000	平成15年度まで	
参議院茨城県選出議員補欠選挙準備等経費(ポスター掲示板購入・設置・撤去、広報チラシ配布作成、仮設投票所設置・撤去)	5,200	平成15年度まで	
日立市長・日立市議会議員一般選挙用ポスター掲示場設置及び撤去業務委託	12,800	平成15年度まで	
(仮称)中部合同庁舎基本設計及び実施設計、測量委託	72,000	平成15年度まで	

事 項	限度額	期 間
温泉利用施設整備等事業負担金	310,000	平成15年度まで
指定ごみ処理袋購入	25,000	平成15年度まで
外国語指導助手配置事業委託	38,400	平成15年度まで
かねはた調理業務委託（老人ホーム運営事業分）	32,900	平成15年度まで
市営住宅給水施設維持管理等委託	1,700	平成16年度まで
計	10,944,900	

（２）十王町

（単位 千円）

事 項	限度額	期 間
十王町土地開発公社の用地取得資金に対する債務の損失補償	借入金 300,000 千円に対する元金、利子及び遅延利息	償還期限到来後より履行の日まで
十王町農業近代化資金等利子補給	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間における借入残高の 2.5 / 100 以内に相当する金額の利子補給	借入年度より最終償還日まで
広域農業開発多賀区域農用地開発公団事業に係る繰上償還金借換に対する債務の損失補償	45,901	平成 21 年度まで
大家畜経営維持資金利子助成	813	平成 16 年度まで
駅東西自由通路整備事業	399,366	平成 16 年度まで
駅舎等整備事業	668,984	平成 16 年度まで
茨城キリスト教大学看護学部設置整備費補助	4,000	平成 17 年度まで

6 地方債の状況

区分	日 立 市	十 王 町
地方債の現在高 (平成14年度末)	(1)一般会計	(1) 一般会計
	一般公共事業債 2,200,909 千円	一般公共事業債 166,492 千円
	一般単独事業債 17,446,074 千円	一般単独事業債 3,064,166 千円
	公営住宅建設事業債 3,907,217 千円	公営住宅建設事業債 270,634 千円
	義務教育施設整備事業債 4,030,735 千円	義務教育施設整備事業債 383,738 千円
	災害復旧事業債 19,957 千円	辺地対策事業債 580,568 千円
	一般廃棄物処理事業債 11,315,417 千円	災害復旧事業債 19,519 千円
	厚生福祉施設整備事業債 2,485,400 千円	厚生福祉施設整備事業債 103,087 千円
	県貸付金 29,269 千円	転貸債 245 千円
	県振興資金 1,104,816 千円	財源対策債 121,842 千円
	水道会計出資金 742,679 千円	臨時財政特例債 9,353 千円
	財源対策債 2,599,410 千円	公共事業等臨時特例債 2,931 千円
	臨時財政特例債 2,449,200 千円	減税補てん債 412,058 千円
	公共事業等臨時特例債 1,040 千円	臨時税収補てん債 56,049 千円
	減税補てん債 7,282,418 千円	臨時財政対策債 268,900 千円
	臨時税収補てん債 1,132,197 千円	調整債 1,070 千円
	臨時財政対策債 181,208 千円	県貸付金 25,553 千円
	調整債 281,445 千円	上水道事業出資債 109,515 千円
	市税減収補填債 1,425,568 千円	
	(2) 簡易水道事業特別会計 229,080 千円	(2) 公園墓地事業会計 71,539 千円
	(3) 公設地方卸売市場事業特別会計 82,795 千円	
	合 計 58,947,014 千円	合 計 5,667,259 千円
	企業会計分除く	

7 公営企業会計貸借対照表

(1) 日立市水道事業貸借対照表(平成15年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 土 地		955,493,809	
イ 建 物	1,406,317,262		
減 価 償 却 累 計 額	<u>387,185,676</u>	1,019,131,586	
ウ 構 築 物	12,462,698,129		
減 価 償 却 累 計 額	<u>2,939,773,786</u>	9,522,924,343	
エ 配 水 管	15,802,054,399		
減 価 償 却 累 計 額	<u>4,882,565,870</u>	10,919,488,529	
オ 機 械 及 び 装 置	8,755,442,329		
減 価 償 却 累 計 額	<u>3,905,682,571</u>	4,849,759,758	
カ 量 水 器	346,747,516		
減 価 償 却 累 計 額	<u>168,765,961</u>	177,981,555	
キ 車 両 運 搬 具	40,916,792		
減 価 償 却 累 計 額	<u>27,083,783</u>	13,833,009	
ク 工 具 器 具 及 び 備 品	162,502,564		
減 価 償 却 累 計 額	<u>119,588,711</u>	42,913,853	
ケ 建 設 仮 勘 定		<u>120,173,745</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計			27,621,700,187
(2) 無 形 固 定 資 産			
ア 水 利 権		997,110,644	
イ 施 設 利 用 権		2,228,128	
ウ 電 話 加 入 権		<u>584,549</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>999,923,321</u>
固 定 資 産 合 計			A 28,621,623,508
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,212,426,623	
(2) 未 収 金		343,808,087	
(3) 保 管 有 価 証 券		9,000,000	
(4) 貯 蔵 品		45,747,872	
(5) 前 払 金		<u>817,380</u>	
流 動 資 産 合 計			B 1,611,799,962
資 産 合 計			A + B 30,233,423,470

負債の部

3 流動負債			
(1) 未払金		234,172,843	
(2) 未払費用		6,819,357	
(3) 預り有価証券		9,000,000	
(4) 前受金		147,000	
(5) その他流動負債		<u>255,912,420</u>	
流動負債合計			<u>506,051,620</u>
負債合計	C		506,051,620

資本の部

4 資本金			
(1) 自己資本金		5,428,465,115	
(2) 借入資本金			
ア 企業債	<u>17,870,544,223</u>	<u>17,870,544,223</u>	
資本金合計			D 23,299,009,338

5 剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア 再評価積立金	37,919,456		
イ 受贈財産評価額	2,026,012,028		
ウ 建設補助金	20,000,000		
エ 国庫補助金	1,739,440,000		
オ 一般会計負担金	491,749,335		
カ 工事負担金	839,566,817		
キ その他資本剰余金	<u>268,531,000</u>		
資本剰余金合計		5,423,218,636	
(2) 利益剰余金			
ア 建設改良積立金	70,897,106		
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>934,246,770</u>		
利益剰余金合計		<u>1,005,143,876</u>	
剰余金合計			E 6,428,362,512
資本合計			D + E 29,727,371,850
負債資本合計			C + D + E 30,233,423,470

(2) 日 立 市 下 水 道 事 業 貸 借 対 照 表 (平 成 15 年 3 月 31 日)

(単 位 円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	ア 土 地		444,884,849	
	イ 建 物	2,663,758,008		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>454,050,939</u>	2,209,707,069	
	ウ 構 築 物	60,401,347,492		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>9,093,723,684</u>	51,307,623,808	
	エ 機 械 及 び 装 置	11,486,863,268		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>2,820,835,528</u>	8,666,027,740	
	オ 車 両 運 搬 具	19,205,600		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>8,917,580</u>	10,288,020	
	カ 工 具 器 具 及 び 備 品	38,542,259		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>19,135,886</u>	19,406,373	
	キ 建 設 仮 勘 定		<u>208,749,075</u>	
	有 形 固 定 資 産 合 計			62,866,686,934
(2)	無 形 固 定 資 産			
	ア 地 上 権		22,000	
	イ 施 設 利 用 権		<u>3,367,822,878</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>3,367,844,878</u>
	固 定 資 産 合 計			A 66,234,531,812
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		1,056,708,455	
(2)	未 収 金		356,554,224	
(3)	保 管 有 価 証 券		7,000,000	
(4)	貯 蔵 品		283,906	
(5)	前 払 金		<u>29,856,000</u>	
	流 動 資 産 合 計			B 1,450,402,585
	資 産 合 計			A + B 67,684,934,397

負債の部

3 流動負債
 (1) 未払金
 (2) 未払費用
 (3) 預り有価証券
 (4) その他流動負債
 流動負債合計
 負債合計

1,235,776,659
 1,503,824
 7,000,000
 2,005,463

1,246,285,946

C **1,246,285,946**

資本の部

4 資本金
 (1) 借入資本金
 ア 企業債
 イ 一般会計借入金
 借入資本金合計
 資本金合計

30,394,511,484
162,586,719

30,557,098,203

D **30,557,098,203**

5 剰余金
 (1) 資本剰余金
 ア 受贈財産評価額
 イ 国県補助金
 ウ 一般会計負担金
 エ 工事負担金
 オ 受益者負担金
 カ 一般会計補助金
 キ その他資本剰余金
 資本剰余金合計
 剰余金合計
 資本合計
 負債資本合計

1,141,491,991
 24,162,280,443
 1,093,718,149
 408,615,644
 5,528,209,908
 3,542,377,513
4,856,600

35,881,550,248

E **35,881,550,248**

D + E **66,438,648,451**

C + D + E **67,684,934,397**

(3) 十王町水道事業貸借対照表 (平成15年3月31日)

資 産 の 部

(単位 : 円)

1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		148,585,087	
ロ 建 物	121,278,674		
減 価 償 却 累 計 額	<u>19,480,958</u>	101,797,716	
ハ 構 築 物	3,557,438,172		
減 価 償 却 累 計 額	<u>575,260,903</u>	2,982,177,269	
ニ 機 械 及 び 装 置	1,047,234,257		
減 価 償 却 累 計 額	<u>277,111,344</u>	770,122,913	
ホ 量 水 器	24,478,793		
減 価 償 却 累 計 額	<u>11,716,580</u>	12,762,213	
ヘ 車 両 及 び 運 搬 具	3,336,363		
減 価 償 却 累 計 額	<u>2,787,996</u>	548,367	
ト 工 具 器 具 及 び 備 品	2,801,618		
減 価 償 却 累 計 額	<u>1,534,971</u>	1,266,647	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>0</u>	
有 形 固 定 資 産			4,017,260,212
固 定 資 産 合 計			A 4,017,260,212
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		535,617,911	
(2) 未 収 金		6,129,570	
(3) 貯 蔵 品		402,950	
(4) その他流動資産		<u>500,000</u>	
流 動 資 産 合 計			B 542,650,431
資 産 合 計			A + B 4,559,910,643

負債の部

(単位：円)

3 流動負債			
(1) 未払金	3,293,922		
(2) 一時借入金	0		
(3) その他流動負債	11,065,805		
流動負債合計		14,359,727	
負債合計		C	14,359,727

資本の部

4 資本金			
(1) 自己資本金	167,974,012		
(2) 借入資本金			
イ 企業債	2,999,941,396		
借入資本金合計		2,999,941,396	
資本金合計		D	3,167,915,408
5 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国庫(県)補助金	744,229,366		
ロ 町補助金	481,941,414		
ハ 受贈財産評価額	2,577,910		
ニ 工事負担金	114,055,025		
ホ その他資本剰余金	41,281,000		
資本剰余金合計		1,384,084,715	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	3,553,867		
ロ 建設改良積立金	0		
ハ 当年度未処理欠損金	10,003,074		
利益剰余金合計		6,449,207	
剰余金合計		E	1,377,635,508
資本合計		D + E	4,545,550,916
負債資本合計		C + D + E	4,559,910,643

(4) 十王町工業用水道事業貸借対照表 (平成15年3月31日)

資 産 の 部

(単位 : 円)

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		29,447,109
ロ 建 物	43,401,108	
減 価 償 却 累 計 額	<u>1,991,838</u>	41,409,270
ハ 構 築 物	440,623,033	
減 価 償 却 累 計 額	<u>27,738,074</u>	412,884,959
ニ 機 械 及 び 装 置	135,846,913	
減 価 償 却 累 計 額	<u>16,284,116</u>	119,562,797
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	217,396	
減 価 償 却 累 計 額	<u>136,568</u>	80,828
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	101,012	
減 価 償 却 累 計 額	<u>63,456</u>	<u>37,556</u>

有 形 固 定 資 産 603,422,519

固 定 資 産 合 計

A

603,422,519

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

20,610,885

(2) 未 収 金

74,654

(3) そ の 他 流 動 資 産

100,000

流 動 資 産 合 計

B

20,785,539

資 産 合 計

A + B

624,208,058

負債の部

(単位：円)

3	流動負債		
(1)	未払金	91,790	
(2)	その他流動負債	<u>100,000</u>	
	流動負債合計		191,790
	負債合計	C	191,790

資本の部

4	資本金		
(1)	自己資本金	74,708,243	
(2)	借入資本金		
	イ 企業債	<u>114,590,422</u>	
	借入資本金合計	<u>114,590,422</u>	
	資本金合計	D	189,298,665
5	剰余金		
(1)	資本剰余金		
	イ 国庫(県)補助金	117,900,000	
	ロ 町補助金	170,219,082	
	ハ 受贈財産評価額	44,406,996	
	ニ その他資本剰余金	<u>120,845,912</u>	
	資本剰余金合計		453,371,990
(2)	利益剰余金		
	イ 減債積立金	574,000	
	ロ 当年度未処理欠損金	<u>19,228,387</u>	
	欠損金合計		<u>18,654,387</u>
	剰余金合計	E	434,717,603
	資本合計	D + E	624,016,268
	負債資本合計	C + D + E	624,208,058

8 日立市、十王町の主な施設一覧表（平成15年9月1日現在）

(1) 日立市

名 称		所 在 地
支 所 等	日 立 市 役 所	〒317-8601 助川町1-1-1
	中 部 支 所	〒316-0006 末広町1-1-3
	南 部 支 所	〒319-1222 久慈町7-1-1
	日 高 支 所	〒319-1414 日高町2-2-1
	豊 浦 支 所	〒319-1411 川尻町1-40-1
	西 部 支 所	〒311-0403 東河内町1947-4
	市 民 コ ー ナ ー	〒317-0073 幸町1-21-1
文 化	シビックセンター	〒317-0073 幸町1-21-1
	日立市民会館	〒317-0063 若葉町1-5-8
	多賀市民会館	〒316-0002 桜川町1-1-1
市 民 活 動	勤労青少年ホーム (青少年課)	〒316-0006 末広町1-1-2
	女性センター (らぼーるひたち)	〒316-0036 鮎川町1-1-10
	消費生活センター	"
	あかさわ山荘	〒317-0055 宮田町3585
	かみすわ山荘	〒316-0001 諏訪町1439
	もとやま自然の村 キャンプ場	〒317-0055 宮田町3583-1
	助川コミュニティ センター	〒317-0071 鹿島町1-21-7
	塙山コミュニティ センター	〒316-0015 金沢町2-11-5
	諏訪コミュニティ センター	〒316-0001 諏訪町4-11-1
	金沢コミュニティ センター	〒316-0022 大沼町2-3-5
	東多賀・河原子コ ミュニティセン ター	〒316-0004 東多賀町3-7-5
	油縄子コ ミュニティセン ター	〒316-0036 鮎川町2-6-1
	仲町コ ミュニティセン ター	〒317-0055 宮田町4-4-15
	田尻コ ミュニティセン ター	〒319-1416 田尻町1-35-1
	大みかコ ミュニティセン ター	〒319-1221 大みか町3-19-16
久慈コ ミュニティセン ター	〒319-1223 みなと町3-10	

名 称		所 在 地
保 育 園	かみね保育園	〒317-0055 宮田町3-6-15
	かみちょう保育園	〒317-0071 鹿島町2-7-9
	おおもり保育園	〒317-0061 東町1-4-3
	おおせ保育園	〒317-0076 会瀬町2-18-18
	みやた保育園	〒317-0054 本宮町2-10-22
	おおくぼ保育園	〒316-0006 末広町1-1-5
	みずき保育園	〒319-1221 大みか町2-1-15
	ゆなご保育園	〒316-0036 鮎川町6-19-28
	かねさわ保育園	〒316-0015 金沢町2-5-23
	くじ保育園	〒319-1222 久慈町2-10-55
児 童 館	池の川さくら荘	〒316-0033 中成沢町2-2-1
	かしま児童館	〒317-0071 鹿島町2-4-10
	すえひろ児童館	〒316-0006 末広町1-1-6
高 齢 福 祉	萬 春 園	〒316-0036 鮎川町2-6-38
	萬春園介護支 援センター	"
	萬春園デイサー ビスセンター	"
	かねはた老人ホ ーム	〒316-0022 大沼町3-25-10
	かねはた介護支 援センター	"
	かねはた短期 入所施設	"
	かねはたデイ サービスセン ター	"
	金沢老人福祉 センター	〒316-0014 東金沢町1-22-33
	本宮老人福祉 センター	〒317-0054 本宮町3-5-1
	はまぎく荘	〒319-1416 田尻町7-10-1
	吹 上 荘	〒319-1222 久慈町2-13-21
	かしま老人の家	〒317-0071 鹿島町2-18-1
すえひろ老人の家	〒316-0006 末広町1-1-7	

	名 称	所 在 地
高 齢 福 祉	なかさと老人の家	〒311-0404 下深荻町1908
	東小沢老人の家	〒319-1232 下土木内町300-1
	砂沢老人の家	〒319-1418 砂沢町713-1
	金沢福祉作業所	〒316-0015 金沢町3-1-20
	シルバー人材 センター	〒316-0002 桜川町1-1-1
	宮田ふれあい プラザ	〒317-0054 本宮町1-6-1
	中里ふれあい プラザ	〒311-0403 東河内町1953-2
健 康	会瀬ふれあい プラザ	〒317-0076 会瀬町1-1-18
	保健センター	〒317-0065 助川町1-15-15
障 害 福 祉 社	日立メディカルセンター (日立市休日緊急診療所)	〒316-0004 東多賀町5-1-1
	太陽の家	〒317-0065 助川町5-10-20
	大みかけやしき荘	〒319-1221 大みか町6-17-50
	ひまわり学園	〒317-0065 助川町5-12-1
	みなみひまわり学園	〒319-1224 南高野町2-10-24
	母子療育ホーム	〒317-0065 助川町5-11-1
	さくらんぼ学級	〒317-0065 助川町5-11-2
	しいの木学園	〒317-0065 助川町5-12-1
	鳩ヶ丘スポーツ センター	〒317-0065 助川町5-11-3
	桐木田福祉作業所	〒317-0055 宮田町2-6-1
	八反原福祉作業所	〒316-0035 国分町2-3-18
	大みか福祉作業所	〒319-1221 大みか町6-17-50
	滑川福祉作業所	〒317-0051 滑川本町4-13-1
環 境 衛 生	清掃センター	〒317-0055 宮田町3414-1
	滑川処理場	〒317-0051 滑川本町5-14-1
	滑川山処分場	〒317-0053 滑川町3163-13
	鞍掛山霊園	〒317-0053 滑川町3163-15

	名 称	所 在 地
環 境 衛 生	分析センター	〒316-0034 東成沢町2-16-1
	金沢葬祭場	〒316-0015 金沢町2-19-8
	宮田葬祭場	〒317-0055 宮田町5-4-12
上・ 下 水 道	中央斎場	〒316-0001 諏訪町1029
	業務部 (料金課・給排水課)	〒317-8601 助川町1-1-1
産 業 ・ 経 済	森山浄水場	〒316-0025 森山町4-4-1
	上下水道部	〒316-0034 東成沢町2-16-1
	かみね動物園	〒317-0055 宮田町5-2-22
	奥日立きららの里	〒311-0402 入四間町863-1
	ホリゾンかみね	〒317-0055 宮田町3381
消 防	公設地方卸売市場	〒317-0053 東滑川町5-1-1
	計量検査所	〒316-0035 国分町3-11-5
	日立地区産業支援 センター	〒316-0032 西成沢町2-20-1
	消防本部	〒317-0072 弁天町1-17-13
	日立消防署	"
教 育	加性出張所	〒317-0056 白銀町2-14-3
	北部消防署	〒319-1414 日高町3-22-15
	田沢出張所	〒317-0051 滑川本町5-13-20
	多賀消防署	〒316-0006 末広町1-1-3
	大沼出張所	〒316-0002 大沼町3-37-8
	臨港消防署	〒319-1222 久慈町1-3-18
	久慈出張所	〒319-1222 久慈町7-1-1
	西部機関員出張所	〒311-0403 東河内町1947-4
	教育プラザ	〒317-0064 神峰町1-6-11
	視聴覚センター	〒316-0006 末広町1-1-4
	教育研究所	"

名 称		所 在 地
教 育	記 念 図 書 館	〒317-0073 幸町1-21-1
	多 賀 図 書 館	〒316-0006 末広町1-1-4
	郷 土 博 物 館	〒317-0055 宮田町5-2-22
	暇 修 館	〒316-0012 大久保町4-15-1
	会 瀬 青 少 年 の 家	〒317-0076 会瀬町1-1-20
公 民 館	日 立 公 民 館	〒317-0063 若葉町1-5-8
	多 賀 公 民 館	〒316-0002 桜川町1-1-1
	泉 が 森 公 民 館	〒316-0024 水木町2-23-20
	久 慈 公 民 館	〒319-1222 久慈町7-1-1
	日 高 公 民 館	〒319-1414 日高町2-2-1
	坂 下 公 民 館	〒319-1234 大和田町1992
	豊 浦 公 民 館	〒319-1411 川尻町1-40-1
	中 里 公 民 館	〒311-0403 東河内町1947-4
	成 沢 公 民 館	〒316-0033 中成沢町3-6-10
	東 金 沢 公 民 館	〒316-0014 東金沢町5-7-1
滑 川 公 民 館	〒317-0051 滑川本町1-21-1	
教 育	市 民 運 動 公 園	〒316-0034
	中 央 体 育 館	東成沢町2-15-1
	陸 上 競 技 場	〃
	折 笠 ス ポ ー ツ 広 場	〒319-1412 折笠町987-1
	諏 訪 ス ポ ー ツ 広 場	〒316-0001 諏訪町963-3
	日 立 武 道 館	〒317-0056 白銀町2-21-15
	多 賀 武 道 館	〒316-0006 末広町1-1-2
	中 里 若 者 セ ン タ ー	〒311-0402 入四間町479
	か み ね 市 民 プ ー ル	〒317-0055 宮田町3381
	金 沢 市 民 プ ー ル	〒316-0014 東金沢町3-2-36
	滑 川 体 育 館	〒317-0051 滑川本町1-21-1
	鮎 川 体 育 館	〒316-0036 鮎川町1-1-9

名 称		所 在 地
教 育	東 金 沢 体 育 館	〒316-0014 東金沢町5-7-1
	久 慈 体 育 館	〒319-1222 久慈町3-42-3
	日 高 体 育 館	〒319-1414 日高町2-2-1
	泉 が 森 体 育 館	〒316-0024 水木町2-23-20
	豊 浦 体 育 館	〒319-1411 川尻町1-40-1
調 理 場	北 部 調 理 場	〒317-0054 本宮町2-10-24
	中 央 調 理 場	〒317-0065 助川町2-15-2
	南 部 調 理 場	〒316-0025 森山町4-4-2
小 学 校	助 川 小 学 校	〒317-0065 助川町2-15-1
	会 瀬 小 学 校	〒317-0076 会瀬町2-17-10
	宮 田 小 学 校	〒317-0054 本宮町2-9-1
	滑 川 小 学 校	〒317-0051 滑川本町1-20-7
	仲 町 小 学 校	〒317-0055 宮田町5-5-1
	中 小 路 小 学 校	〒317-0062 平和町2-4-1
	大 久 保 小 学 校	〒316-0006 末広町1-1-1
	河 原 子 小 学 校	〒316-0005 河原子町4-3-4
	成 沢 小 学 校	〒316-0033 中成沢町3-16-8
	諏 訪 小 学 校	〒316-0001 諏訪町3-10-1
	水 木 小 学 校	〒316-0024 水木町1-6-1
	大 み か 小 学 校	〒319-1221 大みか町3-19-15
	大 沼 小 学 校	〒316-0023 東大沼町2-1-8
	金 沢 小 学 校	〒316-0015 金沢町5-2-1
	塙 山 小 学 校	〒316-0015 金沢町2-14-1
	油 縄 子 小 学 校	〒316-0036 鮎川町3-11-1
	田 尻 小 学 校	〒319-1416 田尻町4-39-1
日 高 小 学 校	〒319-1414 日高町2-12-1	
豊 浦 小 学 校	〒319-1412 折笠町741	

名 称		所 在 地	
小 学 校	久 慈 小 学 校	〒319-1222 久慈町1-23-1	
	坂 本 小 学 校	〒319-1224 南高野町3-21-1	
	東 小 沢 小 学 校	〒319-1232 下土木内町617	
	中 里 小 学 校	〒311-0403 東河内町1909	
中 学 校	助 川 中 学 校	〒317-0071 鹿島町3-5-1	
	滑 川 中 学 校	〒317-0052 東滑川町3-17-1	
	多 賀 中 学 校	〒316-0036 鮎川町3-11-2	
	大 久 保 中 学 校	〒316-0006 末広町5-12-34	
	河 原 子 中 学 校	〒316-0004 東多賀町4-10-10	
	泉 丘 中 学 校	〒316-0024 水木町2-9-1	
	台 原 中 学 校	〒316-0021 台原町1-9-1	
	日 高 中 学 校	〒319-1413 小木津町3-26-1	
	豊 浦 中 学 校	〒319-1411 川尻町3-11-1	
	久 慈 中 学 校	〒319-1222 久慈町6-20-2	
	坂 本 中 学 校	〒319-1225 石名坂町1-30-1	
	平 沢 中 学 校	〒317-0066 高鈴町1-15-1	
	駒 王 中 学 校	〒317-0064 神峰町3-2-32	
	中 里 中 学 校	〒311-0403 東河内町1953	
	学 校 養 護	日 立 養 護 学 校	〒316-0036 鮎川町3-11-2
	幼 稚 園	中 小 路 幼 稚 園	〒317-0062 平和町2-4-1
会 瀬 幼 稚 園		〒317-0076 会瀬町2-17-10	
高 鈴 幼 稚 園		〒317-0066 高鈴町3-2-4	
宮 田 幼 稚 園		〒317-0054 本宮町2-9-21	
滑 川 幼 稚 園		〒317-0051 滑川本町4-11-15	
河 原 子 幼 稚 園		〒316-0005 河原町3-23-2	
埴 山 幼 稚 園		〒316-0015 金沢町2-10-23	
金 沢 幼 稚 園		〒316-0015 金沢町5-12-1	

名 称		所 在 地
幼 稚 園	大 沼 幼 稚 園	〒316-0014 東金沢町5-6-6
	根 道 ヶ 丘 幼 稚 園	〒316-0022 大沼町2-21-1
	南 高 野 幼 稚 園	〒319-1224 南高野町2-16-7
	水 木 幼 稚 園	〒316-0024 水木町2-43-31
	田 尻 幼 稚 園	〒319-1416 田尻町4-39-2
	豊 浦 幼 稚 園	〒319-1411 川尻町1-6-6
道 路 セ ン タ ー	中 里 幼 稚 園	〒311-0403 東河内町1909
	道 路 セ ン タ ー	〒316-0014 東金沢町1-22-20
	日 立 新 都 市 広 場	〒317-0073 幸町1-18
平 和 通 り 分 庁 舎	企 業 局 業 務 部	〒317-0072 弁天町1-3-11
	日 立 市 ・ 十 王 町 合 併 協 議 会	"
住 市 宅 営	天 神 前、上 相 田、外 3 8 団 地	4 , 7 0 6 戸 (H15.2.1現在)

(2) 十王町

十 王 町 役 場	〒319 - 1392 友部2581
中 央 公 民 館	〒319-1304 友部200
総 合 運 動 広 場	〒319-1304 友部1936
テ ニ ス コ ー ト	〒319-1300 城の丘1丁目35-5
総 合 健 康 福 祉 セ ン タ ー	〒319-1304 友部2088 - 1
心 身 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー	〒319-1304 友部1149-3
十 王 保 育 所	〒319-1304 友部1576
十 王 町 児 童 ク ラ ブ	〒319-1304 友部1576
櫛 形 幼 稚 園	〒319-1302 伊師本郷508
櫛 形 小 学 校	〒319-1302 伊師本郷508
山 部 小 学 校	〒319-1307 山部841
高 原 小 学 校	〒319-1306 高原396
十 王 中 学 校	〒319-1304 友部600
十 王 町 立 図 書 館	〒319-1304 友部202-1
学 校 給 食 セ ン タ ー	〒319-1302 伊師本郷1185-1

温 泉 保 養 施 設 (鶺 来 来 の 湯)	〒319-1301 伊師605
地 産 地 消 施 設 (鶺 喜 鶺 喜)	〒319-1301 伊師528-1
伊 師 浜 農 村 集 落 多 目 的 協 同 利 用 施 設	〒319-1301 伊師1329
山 部 地 区 生 活 改 善 セ ン タ ー	〒319-1307 山部856-2
高 原 地 区 生 活 改 善 セ ン タ ー	〒319-1305 高原401-1
黒 坂 地 区 生 活 改 善 セ ン タ ー	〒319-1306 黒坂168
町 営 住 宅 (是 成 、 十 王 台)	3 6 戸 (H15.2.1現在)

9 地方自治法抜すい

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。
- 4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。
- 5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

協定項目	8	協定項目名	地域審議会の取扱い
協定項目の説明	<p>(1) 合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを実現させるために、合併前に両市町の協議により旧市町村の区域ごとに置くことができるとされている地域審議会の設置について協議する。</p> <p>(2) 地域審議会を組織する構成員の定数、任期等について協議する。</p>		
調整方針	<p>1 十王町の区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく地域審議会を設置するものとする。</p> <p>2 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおりとする。</p>		
調整方針実現に係る具体的内容	<p>(1) 合併前に、地域審議会の設置に関する協議についての両市町の議会の議決を得る。</p> <p>(2) 両市町は、議会の議決の内容で、地域審議会の設置に関する協議書を取り交わす。</p> <p>(3) 両市町は、協議が成立後直ちに、協議書の内容を告示する。</p>		
参考資料	<p>1 他市における地域審議会の設置状況</p> <p>2 市町村の合併の特例に関する法律抜すい</p>		
担当専門部会	(部会) -	(分科会)	-
及び分科会名	(部会) -	(分科会)	-

別紙

項目	摘要
(1)目的	十王町の区域について、合併後の市域の拡大による住民と行政との距離感の拡大や、地理的な辺縁化などに対する住民の懸念要素を払拭し、合併前と同様に地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるため。
(2)対象区域	十王町の区域とする。
(3)名称	日立市十王地域審議会とする。
(4)設置期間	合併の日から平成27年3月31日までとする。
(5)所掌事務	対象区域に係る次に掲げる事務について、市長の諮問に応じ答申すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市建設計画の変更に関する事項 ・ 新市建設計画の執行状況に関する事項 ・ その他市長が必要と認める事項 対象区域に係る必要と認める事項について、市長に意見を述べること。
(6)組織	委員定数 15人以内とする。 対象区域に住所を有する者で次の各号に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共的団体の役職者等 ・ 学識経験を有する者 ・ 公募による者(2人以内)
(7)任期等	任期 2年とする。(再任を妨げない。) 失職 対象区域に住所を有しなくなったときは失職する。
(8)会長等	会長 1人 副会長 1人
(9)報酬等	日立市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第24号)の例による。
(10)庶務	対象区域の地域振興を所管する課において処理する。
(11)市長の責務	市長は、答申及び意見について尊重する。
(12)施行	合併の日から施行する。

1 他市における地域審議会の設置状況

(1) 合併市町村で地域審議会を設置している事例

区分	大船渡市（岩手県）	新居浜市（愛媛県）	田原市（愛知県）
設置された地域（旧町村名）	三陸町 大船渡市に編入	別子山村 新居浜市に編入	赤羽根町 田原市に編入
合併期日	平成 13 年 11 月 15 日	平成 15 年 4 月 1 日	平成 15 年 8 月 20 日
設置期間	概ね 10 年	10 年	概ね 5 年
	合併日～H24.3.31	合併日～H25.3.31	合併日～H21.3.31
委員数	15 人以内（任期 2 年）	7 人以内（任期 2 年）	10 人以内（任期 2 年）
委員構成	(1) 公共的団体の役職員 (2) 学識経験者 (3) 公募（3 人以内）	(1) 公共的団体の役職員 (2) 学識経験者 (3) 公募（3 人以内）	
審議事項	(1) 建設計画変更関係 (2) 建設計画執行状況関係 (3) 振興基金活用関係 (4) その他必要な事項	(1) 建設計画変更関係 (2) 建設計画執行状況関係 (3) その他必要な事項	(1) 建設計画変更関係 (2) 建設計画執行状況関係 (3) 新市の各種計画関係 (4) その他必要な事項

(2) 法定協議会で地域審議会の設置を決定している事例

区分	前橋市（群馬県）	甲府市（山梨県）	高山市（岐阜県）
設置予定の地域（旧町村名）	大胡町、宮城村、粕川村 前橋市に編入	中道町、芦川村、上九一色村 甲府市に編入	丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村 高山市に編入
合併目標期日	未決	平成 16 年 12 月 1 日	平成 17 年 2 月 1 日
設置期間	未決	未決	概ね 10 年
			合併日～H27.1.31
委員数	未決	未決	10～14 人以内
委員構成	未決	未決	(1) 学識経験者 (2) 自治会長 (3) 農林業、商工業団体に属するもの (4) 教育関係者 (5) 社会福祉関係者 (6) 青年、女性、高齢者を構成員とする組織に属する者
備考	任意協議会の時点で地域審議会の設置を合意		委員数は各町村の現行の議会議員定数以内

2 市町村の合併の特例に関する法律抜すい

(地域審議会)

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

協定項目	18	協定項目名	町名・字名の取扱い
協定項目の説明	(1) 住民にとって愛着の深い町名、字名の取扱いについて協議する。		
調整方針	十王町の字名については、十王町の意向を尊重し、次のとおり変更するものとする。		
	現在の字名		変更後の字名
	大字伊師		十王町伊師
	大字伊師本郷		十王町伊師本郷
	大字黒坂		十王町黒坂
	城の丘一丁目～五丁目		十王町城の丘一丁目～五丁目
	大字高原		十王町高原
	大字友部		十王町友部
	友部東一丁目～四丁目		十王町友部東一丁目～四丁目
	大字山部		十王町山部
調整方針実現に係る具体的内容	<p>(1) 合併日から、上記変更後の字名が効力を持つように、総務大臣の合併日の告示後、あらかじめ日立市において十王町区域の「字名」の変更の手続を行う。(日立市議会の議決が必要)</p> <p>(2) 合併日の具体の決定後、住民や関係機関に十分な周知を行う。</p>		
参考資料	<p>1 新市の町名に関するアンケート調査集計結果(H15.9.16現在)</p> <p>2 日立市の町名一覧</p>		
担当専門部会	(部会) 総務 (分科会) 総務		
及び分科会名	(部会) (分科会)		

1 新市の町名に関するアンケート調査結果（H15.9.16現在）

- (1) 調査期間 H15.9.3～9.12
- (2) 調査対象 18歳以上、2,000人
- (3) 調査方法 郵送配布、郵送回収
- (4) 調査結果

【回答率 1,220人 / 2,000人 = 61.0%】

回答者の性別

項目	回答数	構成比
男	566	46.4%
女	638	52.3%
無回答	16	1.3%
計	1,220	100.0%

回答者の年代

項目	回答数	構成比
19歳以下	34	2.8%
20歳代	139	11.4%
30歳代	138	11.3%
40歳代	164	13.5%
50歳代	267	21.9%
60歳代	259	21.2%
70歳代	148	12.1%
80歳以上	70	5.7%
無回答	1	0.1%
計	1,220	100.0%

回答者の住所

項目	回答数	構成比
伊師浜	63	5.2%
伊師町	69	5.7%
いぶき台	170	13.9%
伊師本郷	207	17.0%
友部	432	35.4%
友部東	107	8.8%
城の丘	35	2.9%
山部	75	6.1%
高原	51	4.2%
黒坂	4	0.3%
無回答	7	0.5%
計	1,220	100.0%

新市の町名の表記方法

項目	回答数	構成比
日立市友部町 2581番地(現在の日立市方式)	244	20.0%
日立市十王町友部 2581番地	905	74.2%
日立市十王町友部町 2581番地	69	5.7%
無回答	2	0.1%
計	1,220	100.0%

2 日立市の町名一覧


町名数合計 243

町名		町名		町名	
相賀町		鮎川町	一～六丁目	石名坂町	住居表示外
旭町	一～三丁目	大久保町	住居表示外	石名坂町	一～二丁目
会瀬町	一～四丁目	大久保町	一～五丁目	大みか町	一～七丁目
鹿島町	一～三丁目	大沼町	住居表示外	大和田町	住居表示外
神峰町	一～四丁目	大沼町	一～四丁目	大和田町	一丁目
幸町	一～三丁目	金沢町	住居表示外	神田町	住居表示外
城南町	一～五丁目	金沢町	一～七丁目	久慈町	住居表示外
白銀町	一～三丁目	河原子町	一～四丁目	久慈町	一～七丁目
助川町	住居表示外	国分町	一～三丁目	下土木内町	住居表示外
助川町	一～五丁目	桜川町	一～四丁目	留町	住居表示外
高鈴町	一～五丁目	末広町	一～五丁目	みなと町	
中成沢町	一～四丁目	諏訪町	住居表示外	南高野町	一～三丁目
滑川町	住居表示外	諏訪町	一～六丁目	茂宮町	住居表示外
滑川町	一～三丁目	台原町	一～三丁目	砂沢町	住居表示外
滑川本町	一～五丁目	多賀町	一～五丁目	折笠町	住居表示外
成沢町	住居表示外	千石町	一～四丁目	折笠町	一丁目
西成沢町	一～四丁目	中丸町	一～二丁目	川尻町	住居表示外
東町	一～四丁目	塙山町	一～二丁目	川尻町	一～七丁目
東滑川町	一～五丁目	東大沼町	一～四丁目	相田町	一～三丁目
東成沢町	一～三丁目	東金沢町	一～五丁目	小木津町	住居表示外
平和町	一～二丁目	東多賀町	一～五丁目	小木津町	一～五丁目
弁天町	一～三丁目	みかの原町	一～二丁目	かみあい町	一～三丁目
宮田町	住居表示外	水木町	住居表示外	田尻町	住居表示外
宮田町	一～五丁目	水木町	一～二丁目	田尻町	一～七丁目
本宮町	一～五丁目	森山町	住居表示外	日高町	一～五丁目
若葉町	一～三丁目	森山町	一～五丁目	入四間町	住居表示外
中深荻町	住居表示外	下深荻町	住居表示外	東河内町	住居表示外

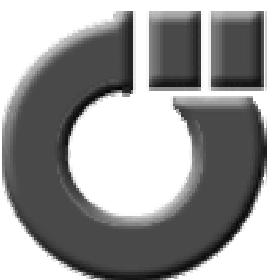
協定項目	19	協定項目名	慣行の取扱い
協定項目の説明	(1) 紋章、歌・花・木・鳥・魚、各種宣言等の統一について協議する。		
調整方針	<p>1 市の紋章については、日立市の制度に統一するものとする。</p> <p>2 市民の歌については、日立市の制度に統一するものとする。ただし、十王町民の歌については、十王町の区域の愛唱歌として永く継承されるよう、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 市の花、木、鳥、魚については、日立市の制度に統一するものとする。ただし、十王町の木(いぶき)については、「いぶき山イブキ^{じゅそう}樹叢」が国の天然記念物に指定されていることから、市民に広く愛され親しまれるよう、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>4 各種宣言については、日立市の制度に統一するものとする。</p> <p>5 十王町民憲章については、十王町の区域の憲章として永く継承されるよう、所要の措置を講ずるものとする。</p>		
調整方針実現に係る具体的内容	<p>(1) 十王町民の歌は、制定の経緯等を尊重し、十王町の区域の愛唱歌として、小・中学校や各種イベントの際、歌い継いでいく。</p> <p>(2) 十王町の木である「いぶき」については、自生の北限として「いぶき山イブキ^{じゅそう}樹叢」が国の天然記念物の指定を受けていることから、合併後も市民への積極的なPR等の措置を講じていく。</p> <p>(3) 十王町民憲章は、制定の経緯等を尊重し、十王町の区域の憲章として、十王町役場に存する憲章の記念碑保存などの措置を講じ、継承していく。</p>		
参考資料	<p>1 紋章</p> <p>2 市・町民の歌</p> <p>3 市・町の花、木、鳥、魚</p> <p>4 各種宣言</p> <p>5 十王町民憲章</p>		
担当専門部会	(部会) 総務 (分科会) 総務		
及び分科会名	(部会) 生活環境 (分科会) 市民活動		

1 紋章

(1) 日立市

図案	説明
	<p>・「日立」の「日」の字は、円で型取り、「立」を極めて巧妙な花に図案化し、「日立」の2文字を完全に現わしている。</p> <p>円は円満な発展を意味し、中央の立てる花は、華やかにして殷賑を思わせている。全体を通じて華麗のうちに落ちついた力強いものが迫ってくる。</p> <p>・昭和15年4月1日、公募作品の中から、日立市紋章審査会が決定した。</p>

(2) 十王町

図案	説明
	<p>・十王(じゅうおう)町の「じ」の図案化で、円は住民のしあわせと和を意味し、上部の点は新しい町づくりと発展を強く表徴した。</p> <p>・昭和48年11月1日公募、昭和49年2月12日制定。</p>

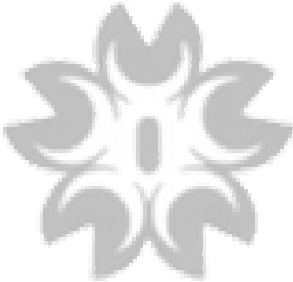
2 市・町民の歌

日立市民の歌	十王町民の歌
<p>・昭和24年6月30日、公募歌詞の中から日立市民の歌審査委員会の審査を経て歌詞を決定した。</p>	<p>・昭和53年、町と観光協会が公募し、歌詞を決定した。</p>


3 市町の花、木、鳥、魚

(1) 日立市


市の花：「サクラ」

シンボルマーク	説明
	<ul style="list-style-type: none"> ・市の花は、昭和52年4月19日、公募の中から、日立市の「市の花、市の木」を決める委員会が決定した。 ・シンボルマークは、昭和52年7月15日、公募作品の中から、日立市民運動推進連絡協議会が決定した。

市の木：「ケヤキ」

シンボルマーク	説明
	<ul style="list-style-type: none"> ・市の木は、昭和52年4月19日、公募の中から、日立市の「市の花、市の木」を決める委員会が決定した。 ・シンボルマークは、昭和52年7月15日、公募作品の中から、日立市民運動推進連絡協議会が決定した。

市の鳥：「ウミウ」

シンボルマーク	説明
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年9月1日、公募の中から、日立市の「市の鳥」を決める委員会が決定した。 ・シンボルマークは、平成元年12月26日、公募作品の中から、「市の鳥」を決める委員会が決定した。

市のさかな：「さくらダコ」

シンボルマーク	キャラクター	説明
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年2月26日、(財)日立市水産振興協会が設置した選考委員会からの「市のさかな」の推薦を受けて、決定した。 ・シンボルマーク及びキャラクターは、平成15年9月24日、シンボルマークキャラクター選考委員会での選定を受けて、決定した。

(2) 十王町

町の花、木、鳥	説明
町の花 『さくら』	・昭和61年3月に、町制30周年にあたり一般公募により決定した。
町の木 『いぶき』	
町の鳥 『 鶉 』	

4 各種宣言

(1) 国内都市親善提携宣言(日立市)

桐生市と日立市は相互に産業、経済、教育、文化の交流を図り両市間の親善を深め、もって両市民の福祉の向上と市政の発展、伸長を期するために、相提携することを宣言する。
(昭和40年3月27日)

(2) 平和都市宣言

日立市	十王町
<p>「核兵器廃絶・平和都市宣言」 世界の平和と安全は、人類共通の願いである。 今、国際的な核軍拡競争は、核戦争の危機を増大し、人類生存の恐怖となっている。 私たちは、再び「広島」「長崎」のあの惨禍を繰り返さないためにも、すべての国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、いかなる国の核兵器も許してはならない。 一瞬にして尊い命を奪い、財産を灰にしてしまったあの悲惨な戦争をいかなる理由があろうとも繰り返してはならない。 日立市は、日本国憲法の恒久平和の理念に基づき核平和の廃絶と人類永遠の平和を希求し、ここに「核兵器廃絶・平和都市」となることを厳粛に宣言する。 (昭和60年12月24日)</p>	<p>「非核平和の町宣言」 全世界から核兵器をなくし、平和で安全な国際社会を築くことは人類共通の永遠の願いであるが、21世紀を迎えた今日においても、世界の各地で武力紛争が絶えず、核兵器の開発が進められており、私たちは、依然として核の脅威にさらされている。 私たちは、広島・長崎への原爆の投下や南太平洋の核実験によって多くの犠牲を生んだ世界唯一の核被爆国の国民として、あの惨禍が絶対に繰り返されることのないよう全世界に向けて核兵器廃絶と世界平和を訴え続けるべき責務があり、また、平和なくして民主的な地方自治の実現と発展はあり得ないものと確信する。 よって十王町は、新世紀の初頭にあたって、世界の恒久平和を希求する日本国憲法の理念に基づき、わが国の国是である「非核三原則」の堅持とともにあらゆる国の核兵器の前面廃絶と人類永遠の平和の達成を強く願い、ここに「非核平和の町・十王」を宣言する。 (平成13年12月20日)</p>

(3) 交通安全宣言

日 立 市	十 王 町
<p>「日立市交通安全都市宣言」</p> <p>近時、経済の進展にともなう都市交通のふくそうは、いよいよ激甚となり、これによる交通事故の続出は、大きく社会問題化している。</p> <p>わが日立市の交通事情も極めて深刻でありとくに市街を縦断する常磐線ならびに国道六号線の車両激増は、市内の交通の混雑に一層の拍車をかけている。このため、ひんぱつする交通事故の件数は、県下最高を示し、人命に対する脅威は、ますますつのるばかりである。</p> <p>かかる交通禍の脅威をのぞき、市民生活の安全を確保するため、交通環境の改善を推し進めるとともに、市民一丸となって、安全交通の自覚に徹することの急務を痛感する。</p> <p>よって、全市民とともに安全なる都市の理想を達成すべく、ここに日立市を「交通安全都市」とすることを宣言する。</p> <p style="text-align: right;">(昭和37年3月26日)</p>	<p>「十王町交通安全宣言」</p> <p>近時、経済の進展に伴う交通量の増大によって交通情勢は悪化の一途をたどり、これによる交通事故の続出は社会問題化している。</p> <p>わが十王町の交通事情もきわめて深刻であり、とくに町内を両断する6号国道ならびに日立勿来線の車両激増は町内交通の混雑に一層の拍車をかけている。このような憂慮すべき交通事故に対処して、人命尊重、特に歩行者保護の見地から町は町民総ぐるみ体制を確立するとともに交通安全思想の普及徹底、道路環境の整備、安全運転の確保及び被害者救済対策の強化を推し進めるとともに町民一丸となって交通禍の脅威をのぞき、町民生活の安全を確保するため、安全交通の自覚に徹することの急務を痛感する。</p> <p>よって全町民とともに安全町の理想を達成すべく、ここに十王町を「交通安全町」とすることを宣言する。</p> <p style="text-align: right;">(昭和43年12月23日)</p>

5 十王町民憲章

<p>わたしたちは、東に太平洋を望み、西に阿武隈の山なみを仰ぐ、豊かな自然と古くから受け継がれてきた歴史のうえに人の和を織りなしている十王の町民です。</p> <p>わたしたちは、この町をより住みよい町にするために、町民一人ひとりの願いをこめて、ここに町民憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 恵まれた自然を愛し、美しい町をつくります。1. 思いやりと感謝の心で、あたたかい町をつくります。1. 健康で働き、活気のある町をつくります。1. 歴史と伝統に学び、文化の香り高い町をつくります。1. きまりを守り、心を合わせて、明るい町をつくります。 <p style="text-align: right;">(昭和61年3月制定)</p>

協定項目	23 - 1	協定項目名	ほう章制度の取扱い
協定項目の説明	<p>(1) 両市町における名誉市民・町民制度の取扱いについて協議する。</p> <p>(2) 日立市のみ実施している特別名誉市民制度及び市民栄誉賞制度についても、引き続き日立市の事業として実施していくことについて協議する。</p>		
調整方針	<p>ほう章制度については、日立市の制度に統一するものとする。ただし、十王町の名誉町民については、その功績を永く伝えるよう、所要の措置を講ずるとともに、待遇について特別に配慮するものとする。</p>		
調整方針実現に係る具体的内容	<p>(1) 十王町名誉町民については、「十王町名誉町民」として功績者台帳を作成し、その功績を永く伝えていく。</p> <p>(2) 待遇については、十王町の区域に係る公の式典への参列など、特別に配慮していく。</p>		
参考資料	<p>1 名誉市民・町民制度の概要</p> <p>2 特別名誉市民制度の概要</p> <p>3 市民栄誉賞制度の概要</p>		
担当専門部会 及び分科会名	<p>(部会) 総務 (分科会) 総務</p> <p>(部会) (分科会)</p>		

1 名誉市民・町民制度の概要

日 立 市	十 王 町
<p>日立市名誉市民の称号に関する条例 (昭和60年条例第1号) 日立市名誉市民の称号に関する条例施行規則(昭和61年規則第1号)</p> <p>要旨 市議会の同意を得て市長が選定し、名誉市民証及び名誉市民章を贈る。</p> <p>顕彰者 根本甲子男(故人) 平成元年12月21日議決 萬田 五郎(故人) 平成6年5月18日議決 立花 留治(故人) 平成7年7月13日議決 塚原 俊平(故人) 平成10年1月14日議決 吉田 正(故人) 平成10年12月7日議決</p> <p>待遇規定なし</p>	<p>十王町名誉町民条例 (昭和55年条例第35号) 十王町名誉町民選考委員会規則(昭和55年規則第16号)</p> <p>要旨 名誉町民は、選考委員会が選考し町議会の同意をもって町長が選定する。</p> <p>顕彰者 鈴木 穂積(故人) 昭和56年3月18日議決 根本 武雄(故人) 昭和56年3月18日議決 檉村 禎一(故人) 昭和62年12月26日議決 関 義弘 平成12年12月19日議決</p> <p>待遇(名誉町民条例抜粋) 第5条 名誉町民に対しては、次の待遇をすることができる。 (1) その功績を永く伝える方法を講ずること。 (2) 町の公の式典への参列 (3) 町の施設の使用に対する便宜の供与 (4) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (5) その他町長が必要と認める待遇</p>

2 特別名誉市民制度の概要

日 立 市	十 王 町
<p> 日立市名誉市民の称号に関する条例 （昭和 60 年条例第 1 号） 日立市名誉市民の称号に関する条例施行規則（昭和 61 年規則第 1 号） </p> <p> 要旨 ・日立市の賓客として来訪した外国人、又は日立市に関係の深い外国人を対象として、特別名誉市民証及び名誉市民章を贈る。 </p> <p> 顕彰者 ローガン J. フォックス 平成 11 年 4 月 29 日贈呈 </p>	<p>・町は、制度化していない。</p>

3 市民栄誉賞制度の概要

日 立 市	十 王 町
<p> 日立市市民栄誉賞条例 （昭和 60 年条例第 2 号） 日立市市民栄誉賞条例施行規則 （昭和 61 年規則第 2 号） </p> <p> 要旨 青少年をはじめ市民に夢と希望を与え、社会に進歩と活力をもたらし、広く市民に敬愛される者を対象として、表彰状、記念章を贈る。 </p> <p> 顕彰者 勝ノ浦 昇司（元関脇 多賀竜） 平成 4 年 2 月 2 日贈呈 </p>	<p>・町は、制度化していない。</p>